



エドモンド・バークの反革命思想

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田沢, 巖 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00000063

は至難、否恐らく不可能のことである。人間にとつて許されることは、永遠をかいま見る瞬間をできるだけ多くもつように努力することである。

1) Heidegger: Sein u. Zeit, S. 17f.

尙エロースとアガペーに関しては、Nygren: Eros

u. Agape, 柳田謙十郎「弁証法的世界の倫理」中の「エロースとアガペ」。山谷省吾「基督教の愛について」等、人間の実践的主体としての緊張関係については B. Bauch: Ethik (1923)、時と永遠に関しては波多野精一「時と永遠」参照、(完)

エドマンド・バークの反革命思想

田 沢 巖

北海道学藝大学旭川分校歴史学研究室

Iwao TAZAWA: The Antirevolutionism of Edmund BURKE.

1. ま え が き

革命の唱道に対して割切れない気持を持つ事は、単に大衆の遅進性というだけでは解決されないものがある。史的唯物論者は革命こそ歴史の必然であり、その破壊的批判を通じて我々は「過去の構造の現実的規模をその眞実の新しさに於いて理解する」¹⁾ 事が出来るというのであるが、この事を率直に受入れる感情になりきれない人々がかなり多いのである。この感情を歴史や伝統の尊重²⁾とか、國家理性 (staatsrison)³⁾とか、從來論ぜられて来た所謂歴史主義と直接結びつけて立論する事に対して、戦後夙に批判され盡したかの様な印象を持つのであるが、これが感情抜きに果して学問的に遂行されたであろうかという点に関しては疑なきを得ない。而も歴史上の多くの革命は常にこの大衆の感情的批判をうけて来たし、現在我國に於いても同様の状態が見受けられると思ふのである。私は反革命思想がもつと学問的に探索される必要があると思ふのである。この様な意図から私は、フランス大革命に対して、多くの英國知識人⁴⁾と共に一時は讃辭を送つたエドマンド・バーク卿が、革命の進行に伴つて、激しく展開して行つた反革命思想を研究し、その根底に横たわる歴史主義を解剖し、所謂反革命思想乃至感情を理論的に究明する緒を得たいと思ふのである。

註 1) 羽仁五郎著：佐藤信淵に対する基礎的研究 P.76

2) 平泉澄著：革命論、板沢武雄著：天壤無窮史観等はこの種の傳統に学問的基礎付けをなさんと努力されたものであつた。

3) Friedrich. Meinecke: Die Idee der Staatsrison

—1924 の根本的理念である。

4) The Cambridge Modern History. vol. I p775 には著者 G. P. Gooch が、大革命が英國に第一にまき起した現象はまづ「おめでとう」であつたと説きはじめ、政治家 Fox 始め評論家 Paine 科学者 Priestley 等々数多くの革命讃嘆者をあけて居る。

2. バークの反革命思想

1789年7月14日バスターエの牢獄破壊から出発したフランス大革命が世界史轉換の重大事実であつた事は、よく宗教改革や基督の出現、¹⁾ マホメットの開基、²⁾ 等と比較されるのであつて、或は之に対して万雷の拍手を送り、或は旧社会の没落に驚駭し、慨歎し、当時正に世界を震撼せしめたのであつた。最初に隣國から捲き起つたのは革命の讃美であり、新しい世界への欲喜であつた。³⁾ 併し革命の進展に伴ひ英國の國會議員であり政治思想家として夙に知られて居た名士エドマンド・バークは、既にルソーの革新思想に反対して居たのであるが、⁴⁾ 1790年名著 The Reflections on the Revolution in France. を發表して完膚無き迄に之を批判したのである。彼にとつてはフランス革命は許すべからざる罪惡であり、フランスの自由は放從と暴圧であり、平等は不平等の專行であり、博愛はいさゝかも認められず、⁵⁾ 無信仰と無道德と、又合理の名のもとにあらゆる歴史的行動を否定しようとする人類最惡の状態であつたのであり、Reflections 全巻は全く批難と慷慨の論調で運ばれて居るのである。彼によれば、アンシャン、レジイムの罪惡は当然フランス國民の祖先傳來の權利として取除かるべきものであつ

て暴行行動に出づべきものではない。6) 従つて革命による憲法の改正の如き全く無用の行爲なりと断じ去つて居るのである。而して是等の由つて来る所はフランスの抽象的人権の概念である7) と見、この抽象的自然権によつて新政府が造られねばならぬ理も又存在せずとなし、國王王妃の処刑に対しては慨嘆おくあたはず有名な、

The age of Chivalry is gone. That of Sophisters, economists, and calculators, has succeeded; and the glory of Europe is extinguished for ever. という語8) を記しているのである。かくして革命は單なる機械哲学の原理と野蛮の行爲によつて遂行され「王も一人の人間であり、女王も一人の女に過ぎない、而も女は一個の動物であり、猶決して最高級に属する動物でない」9) という見解に立つものであつて我英國には全く相容るゝべからざるものとして排撃して居るのである。

又彼は革命の無神論に反対し、人間は宗教的動物であると見、宗教は又國家法律社会生活の根本原理を附與するものである事を強調し、10) 哲学至上主義による道徳の否定を慨き、専制君主に代うるに多数者の専制を民主主義の名の許に実現しようとする事が論理的矛盾でなくて何であろうか11) と指摘して行くのである。

更に進んで彼はフランスの選挙制と、上院なき議会の専制を恐れ、英國の秩序維持に警告を重ねて居る。かくて知と徳 (Wisdom and Virtue) なき自由こそ最大の罪惡である12) と結論して居るのである。

さて以上の様なパークの反革命思想を要約して、P. A. ブラウン氏の論ずる所は「彼(パーク)の論によれば、急激なる變化、暴力的な變革は何れも可能でない。何故ならば複雑な人間社会の事件は哲学者の單純化された理論体系に対して余りにも偉大過ぎるから、又可能だとしてもそれは決して望ましいものではない…申略…吾々の創造者は我々を Divine tactics に依つて処置し道徳的に支配するものである」13) という事になるのであり、言はゞ彼は信仰厚い熱烈な英國愛國者であつたのである、又「彼に於いて問題になるのは反革命の情熱である」14) とも言ひ、パークの反革命の理念乃至思想を充分なる理論体系に根拠を持つものとは認めて居ないのである。ブラウンは革命に対する最初の反動者と言ひ、15) T. E. メーは彼を恐怖政治によつて最初に圧倒された政治家16) とも言つて居る。是等のパーク評は要するに超理論的な感情論…たとえそれが所謂愛國心であろうとも…が革命の異常な刺戟によつて戡発されたに過ぎないというに帰する様である。私は一人パークの場合にのみならず一般に反革命論を問題とする場合、これを單に超理論的独断ときめつけたり、主観的感情の問題として科学

的な研究の対象にする事を避けたりするのでは無く更にその根底に横はるものに着目し、分析して見なければならぬと思ふのである。こゝで先づ考えられる事は反革命思想は常に所謂歴史主義と関連を持つ事である。パークの所論の根底にもこれが歴然として存するのである。更に之を指摘して見たい。

註 1) G. P. Gooch: *ibid* p754. Herder が宗教改革やキリスト教の生立にたとへたように、人間生活の基準を破壊し、又より完全な人間性に向う契機である故にその理論 (Doctrine) と使徒と殉教者を有する点で前二者に比肩し得ると記してゐる。

2) W. E. Lecky: *A History of England in the Eighteenth Century* Vol. I p510. フランス革命の歴史的様相はむしろマホメットの布教に類しよう。

3) Gooch: *ibid* p 755

4) パークは 1756 年 *A Vindication of natural society* を著して居るが、是はルソーの科学藝術論 (1755) 人間不平等起原論 (1755) 等の革新的思想への対策的意図による著述であつた。

5) *Liberté Equité Fraternité* の革命標語

6) *The Works of the Right Honourable Edmund Burke*. [Oxford university: the World Classics] 6 Vos. の Vol. IV に *Reflections* が収録されて居る。以下之による。

Burke: *Reflections* p. 39

7) *ibid*: p. 73,

9) *ibid*: p. 83

10) *ibid*: p. 99,

11) *ibid*: p. 138

12) *ibid*: p. 272.

彼の自由は社会的自由であり正義の別名であり道徳と宗教を離れぬものである。

13) Brown: *French Revolution in English History*. p. 75.

14) *ibid*: p. 76,

15) *ibid*: p. 75.

16) T. E. May: *The Constitutional History of England, since the accession of George III*. Vol. II. p. 42.

3. 反革命思想に顕われた歴史主義

パークの反革命思想の立脚点を考えて見よう。彼の説は1688年主義であると言われるのであるが、1) 事実彼の *Reflections* は彼の論敵プライス博士2) の名譽革命の理解に対する反駁から開始されて居るのである。プライスが名譽革命によつて英國人は次の三つの根本的権利即ち 1. 國民自身の政府を選ぶ事、2. 政府の失敗 *Misconduct* によつて政府を替える事、3. 我々は自らの手で政府を組織する事の権利を得たとす事に対しパークは是は明らかに1688年の憲法を侵犯する理論であると長々と論じて居るのである。3) 彼は名譽革命によつて迎えられるウィリアム三世とメリーは彼等の先祖の王座に歴史的必然を

以て君臨したのであり、⁴⁾ ジェームス二世の廃立は法と自由を覆えた Misconduct 以上の罪惡によるのであつて、國王が人民に責任ありという見解は全く誤である⁵⁾ と言ひ、名譽革命の新政府はマグナ、カルタから權利請願、人權の宣言に到つて成文化されるまでの英國の長い歴史の成果によるものであると主張するのである。⁶⁾ 而もこの英國の自由は道徳的統制と歴史的尊敬を以て守らるべきものであつて、⁷⁾ フランス革命に於ける自由とは本質的に全く相容れないものであると推論するのである。彼にとっては、あらゆる革新は歴史を中断する事を意味する革命理念によつて遂行せらるべきではないのであつて、現代に生きるものは、又歴史の繋りの中に生きるものでなければならぬという歴史主義の立場を示しているのである。又彼の歴史主義は將來への聯関に於いても明らかに考えられているのである。彼の社会は現に生きるもの、死せるもの、生れ出づるものとの Partnership に於いて成立する。⁸⁾ かゝる点から革命フランスの社会観が否定される事は当然である。かく見る時彼の反革命思想はフランス革命の理論と現実に関してはいるが直接的に寧ろ英國の歴史と將來に関するものであつたと言ひ得るのである。彼は英國内の革命讚嘆の声が刻々に多くの革命協會を組織し、実践運動に轉化し、その勢の急激に増加する⁹⁾ のを見て、正に近い將來に於いて全英國が Jacobinize される様な洞察をしたのであろう。そのため彼は保守的ホイッグとして果敢な反革命運動を展開しているのである。彼にあつては反革命は理論の問題ではなく實際運動として、英國の歴史社会を將來に向つて保持せんとする努力であつたのである。この点からルソーに対する彼の異常な情熱的攻撃 “Great professor and founder of Philosophy of vanity”¹⁰⁾ ときめつける語の眞義が理解されると思つるのである。かくの如く彼の歴史主義は決して單なる理論ではなく現実的であり具體的であつたのである。彼は英國人として英國歴史に立つたのであつて、フランス人ルソー等によつて示された天賦人權論の如き抽象理論は正に彼の闘うべき相手であつたのである。とは言え彼にあつても社会は一種の契約と理解されたのである。併しその契約は現実に存在する統治者と被治者の歴史的具體的契約であり、得たる自由は統治者によつて認められた自由であり、ルソーの社会契約説の様な抽象的なものではないと考えるのである。かくて彼にあつては合理性は歴史性の下に位し、やがて理性そのものを軽視するに至るのである。¹¹⁾ 同様の事は彼のアメリカ革命の反對論にも窺はれるのである。彼は植民地に対する政策が英本國の自由の精神に反するものである事を認めて居るし、又議會に於いて植民地の茶税

を廢し自由を與うべき事を説いても居る。¹²⁾ けれどもその自由は英國憲法の傳統によるものでなければならぬと言うのであり、それは英國が英國憲法によつて與うべきもの、つまり英國的自由を植民地に結びつけようとするのである。¹³⁾ このため彼は議會に於いて殆ど孤立無援に陥るまで戦つたのである。而も尙お彼は新時代の自由を理解するものでは無かつた。「人は生れ乍らにして自由且平等なり」¹⁴⁾ というジェツフアーンソンの主義は彼には採用出来なかつた。これは彼によればルソーの場合と同様に全く抽象的な理論であつて現実的に存在し得べからざるものであつたのである。「如何なる理性人と雖も抽象と普遍によつて自己を統持する事は曾つてしなかつた」¹⁵⁾ という事は彼の確信する所である。又フランス議會制度に対する彼の見解にも反革命思想の歴史主義を見る事が出来る。彼が上院なきフランス革命議會を多数者の専制であると論じた事は既に見た所であるが然らば理想的議會は如何と言ふに、それこそ英國議會なりとなすのである。英憲法は巧妙な均衡 (niceequipise) の上に立つたのであつて、國王と二院も又この均衡の原理に於いて眞の機能を發揮出来る様になつて居る。¹⁶⁾ こゝに統制ある自由が實現せられるのであり、兩院と共に、或意味では國王さえも人民の代表者であつて、¹⁷⁾ 眞の自由の上に合法的な立憲政府を維持して來たと見るのである。而も是は幾多の改革 (revival) を通して、¹⁸⁾ …是をブラウンは Divine tactics と皮肉つている…英國五百年の歴史が得た成果であつて、この英國議會制度こそ世界羨望のまゝとであると彼は自負していたのである。デモクラシー實現の過程にあつて、革命主義者の寡頭政治の様相を示して居た当時のフランス議會が「全く空想的であり、地理的、数学的、財産的規準を根拠としたその選挙権は彼等の天賦人權と矛盾するだろうし、彼等は國民に征服者として接し、都市ブルジョワジーの専制となり、パリは全國を優越的に支配し」¹⁸⁾ 全く議會と言ふに價せぬ最悪の専制政治として彼の眼に映じただろう事は、彼の歴史主義の立場からは当然の事であらう。

以上見て來た所によつてパークの反革命思想が歴史主義的思想…寧ろ英國國粹主義と言つた方が適切かも知れないが…を根底とする事は理解出来るのである。併しパークを單にかゝる一介の保守的傳統の墨守者¹⁹⁾ としてのみ見てよいのであろうか。否彼をこの様な單純な立場から解釈する事は彼の本質を認るものであろう更らに彼の思想を分析する事によつて他の要因を発見するものでなければ總體的な彼の理解…反革命思想一般に纏はる多様性は把握されないであらう。

- 註 1) 上田又次著：エドマンド、パーク研究 p. 99
 2) Price はフランス革命党員と連絡し、London Revolution society を持ち1789年10月4日演説をなし「隣國の人民がその桎梏を除き得る時代に会える事を感謝すると急進的な意見を開陳して居るパークの Reflections は直接には之に対する反駁として書かれたのである。Brown: ibid p. 77.
 3) Reflections. p. 14-37 こゝに批判されて居る Price の説いた三つの権利は、1. To choose our own government. 2. To cashier them for misconduct. 3. To frame a government for ourselves.
 4) ibid p. 19. William III と Mary は On the throne of their ancestors に戻つたのだと記されてある。
 5) ibid p. 31. 6) ibid p. 35.
 7) ibid p. 37. 8) ibid p. 100.
 9) 1792年 Edinburgh Convention の地方総会に於いてさえ参加國体80を超えて居た Brown: ibid p. 67.
 10) A letter to a member of the National Assembly. works IV. p. 298.
 11) Reflections. p. 101.
 12) American Taxation. II. p. 130.
 13) Letter to Sheriffs. II. p. 287.
 14) America 独立宣言は Jefferson が他の4人の起草委員の委任によつて起草した。
 15) Unitarians. III. p. 137.
 16) The present discontents, II. p. 74.
 17) Letter to Sir H. Langrishe, V. p. 186.
 18) パークは -revolution is revival, reform is remedy でなければならぬという持論である。
 19) 一般史家は Reflections 故にパークを一介の反動者とみなしている。Gooch, Moley etc. 特に Moley はパークの傳記学者であるが、パークは五つの事件の中只一つに過ちを犯したと言つて、この Reflections の反革命論をさしている。

4. 反革命思想の諸要因

ブラウンがパークを評するに reaction の語を用いた事に対して、上田又次氏は「不易の道に足を踏みしめる者が正流ではあるまいか」¹⁾ という弁護を試みて居るのであるが、この点に関し更にパークの本質を究めて見たい。彼がアメリカ独立戦及フランス革命に示した本質的な反革命思想の中に我々が何よりも顯著に感ずる事は暴力否定の事実である。アメリカ革命に対し「彼等は本國の失政を厭ひ、色染められた微風の訪れるままに despotism の近着きつゝあるを嗅いだ」²⁾ と言ひ専制治下には決して平和のない事を説き、フランス革命については國王の処刑に於いて駭然として色をなし、その無制約の暴力、狂暴、愚鈍さを攻撃して居る³⁾ ののであるが、こゝに暴力と压制に対する彼の平和主義的批判を窺ひ得

るのである。彼は一方に於て革命の意図するものを自らの思想の中に認めようとする寛容さを全然持たぬものでもなかつた。アメリカ革命に対しては、1766年植民地の印紙條例廃止当時の「希望と親喜」を興えようと言ひ⁴⁾ 植民地との宥和を説いて Conciliation with America 1774 を著している事、フランス革命の初期に於いて沈黙を以て一種の期待を繋いだ事⁵⁾ などによつてもこの事は窺われるのである。彼は曾つて「如何なる自由の憲法と雖も自らの安全のために如何なる人民をも永久の奴隸としなければならぬ必要性を見出す事はない」⁶⁾ と演説して奴隸制度を否定して居るし又彼が自由について正直と正義を常に強力な條件⁷⁾ として貫き通して居る事などに、彼の人道主義的色彩を明確に見る事が出来る。

彼の生涯の重大な事件の一つ即ち1781年、時の英傑印度総督ワレン・ヘースティングスに対し議会に於いて彼が加えた大彈劾演説に於て彼は植民地政策の兇虐行爲に対し断乎抗議して居るのである。こゝでの論点は総督に與えられた特許権が人間の道徳を超越し得るかの問題であり、全く英國の憲法論上の論争であるが、こゝで彼は人間の生命の権利を神聖にして犯すべからずという⁸⁾ 人道主義の性格を明瞭にあらわして居る。而も彼の彈劾はヘースティングスが全く成功し凱旋將軍の様に帰國した1785年に最高潮に達し、前後14年間激しく続けられたのである。この事に関して法制史家ラスキ教授は「彼こそ隸屬民族問題の道徳的重大さを完全に理解した最初の英國政治家であつた」¹⁰⁾ と言つて居るのであつて正にパークのモラリストとしての面目が濯如として現われて居ると思ふのである。是等彼の思想の諸要素は既に見て來た彼の反革命思想にも顯著に見出されるのである。

又彼の反革命思想に彼の國家主義と宗教主義の見られる事は既に挙げ來つた所から十分に察知出来るのである。

以上パークの理論特にその反革命思想の要因として、歴史主義、人道主義、國家主義、宗教主義等々を析出する事が出来るのであるが、是は18—9世紀の近代思想の動搖期に錯綜する思想問題であつたのである。パークに現われたこれらの諸要因についての学問的批判が遂行せられる時に彼の反革命思想の價値が決定せられるわけであるが、本稿の目標はそれに置かれたのではなく、ブラウンによつて頑迷な反動的熱情と評せられた彼の思想が、その根底に本質的な思想上の諸要因を内蔵する複雑体として把握する所から再批判されねばならぬ事を指摘したかつたのである。

註 1) 上田又次: ibid p. 88.

2) Conciliation with America works II. p. 38.

- 3) Reflections. pp. 22-3.
- 4) American Taxation. II. p. 130.
- 5) バークは1789年10月までむしろ革命を希望的に静観していた。
- 6) Speech at Bristol previous to the Election in City. III. pp. 41-2.
- 7) Cobban はバークの自由は A liberty without either equality and fraternity であると評して居る。上田氏 ibid p. 157.
- 8) Fox 首相が Indian Bill を通過せしめんとした時全英國はヘースチングスの名声の故にインド人迫害の事実を指摘しなかつた。バークは敢然弾劾したのである。
- 9) East India. III. p. 58.
- 10) H. J. Laski: Political thought from Locke to Bentham. p. 179.

5. あとがき

さて以上試みたエドモンド・バークの反革命思想の分析は見ようによつては甚しく平面的であり観念的である様である。歴史考察は歴史事実の発生成立と、その歴史社会に於ける機能的分析を必要とする。この点から彼の属した社会、そして彼が革命から守ろうとした英國社会の本質的研究が必要である。彼がブライズエの論駁に於いて示した Our sovereign Lord the King に対して We are to obey the law in him¹⁾ の信條を持つ全く立憲英國への忠誠者 (Royalist) として又ホイッグとしての立場は彼の属する社会を單的に示すであろう。我々は西欧諸國にさきがけて産業革命に乗り出して居た当時の英國社会を念頭に置かねばならない。こゝが新しい革命理論を生んで行く母体であつたのだ。然るにバークの属する社会はブラウンによれば「彼の愛する英國、國教の英國、閑暇と傳統の支配する英國」²⁾ であつたのである。彼はかゝる英國社会の核心に立ち乍らもその論戰に於いて、特にアメリカ革命ヘースチングス弾劾、フランス革命反対等々の場合何時も孤独と困難に遭遇するのである。而して革新的社会も傳統の英國も共に彼を窮地に逐ひやるとするならば、彼は果して如何なる歴史社会を背景として立つたのであろうか。これに関して興味ある事は彼は究極に於いて英國社会が彼に従いて來る事を經驗して居る事である。彼のアメリカに対する夢はや

がて、British North American Act³⁾ として実現し、反革命運動に於いては、反動主義者として全く孤立の中にあり乍らも澎湃たる輿論の波を押切つて、首相ピットを動かして佛大同盟を結成せしめるに到つている。史家 J. R. グリーンはこの対佛体制の確立をバークに負う所大なりと評價して居る。⁴⁾

是等の事實は彼の反革命思想が單に思想乃至理論……この点に関する限り既に見て來た様に軍配は革命主義者に上げねばなるまい……であるのではなく、彼の生存する歴史社会の眞意を捉えて居る事を窺わしめるのである。單に歴史主義保守主義又は遲進性とは論断し切れないものがある事を歴史が証明して居ると言い得るのである。

今日の我が國はバークとは一世紀半の時間と地球半週の距離を持つのであるが革命論批判において当時の英國と甚だ似た所があるのである。既に見たバークの所論と所信に対し共感するものもかなり多いと思われるのである。而もその反革命思想にバークに於いて析出された様な歴史的文化的要因が動員せられ又バークの成功に於いて論ぜられる様な現実社会との聯繫も存する事も十分考察されなければなるまい。併しバークの場合英國社会の性格は一應確かであるが日本のそれは混迷がある。とは言え詳細に観察する時バークの生存したその時代の英國社会の本質も当代人には全く混迷であつたと言われるかも知れない。この事は革命讚美者達がロンドン革命協會はじめ夥しい協會を組織して革命運動を準備したのであるが英國社会の現実によつてその性格を轉換せしめねばならなかつた事実、即ちバークもその洞察を誤つた事実の中にも知られると思うのである。この方面の研究即ちバークの生活した社会の本質把握から彼の思想的諸要因の批判を確立する時にバークの歴史的立体的理解が出来ると思われるのである。今後の興味をつなぐ所以がこゝにあるのである。

註 1) Reflections p. 31.

2) Brown: ibid p. 76.

3) Laski: ibid p. 178.

4) J. R. Green: A Short History of English People X. 111.